

国立大学法人筑波大学附属学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 2 月 28 日

附属学校教育局教育長

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、附属学校の児童等の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめ未然防止、早期発見・及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめ防止のための対策を、本学及び附属学校が総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

いじめ防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが附属学校の全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めること
- (3) いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、附属学校、家庭、その他の関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指すこと

4 いじめの禁止

児童等は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 附属学校教育局及び附属学校における取組

(1) 附属学校教育局における取組

- ・各附属学校と連携し、いじめの早期対応に努める。
- ・児童等が安心できる学校生活を推進するための相談体制を整備する。
- ・いじめ防止等に関する教職員の研修を企画・実施する。
- ・いじめ防止等が関係者の連携のもとに適切に行われるよう関係者、関係機関との連携を図る。
- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等、いじめ防止対策推進法28条に規定する重大事態が発生した場合には、速やかに附属学校教育局又は学校に調査のための組織を設け、調査を行うとともに文部科学大臣に報告を行う。

(2) 附属学校の取組

- ・本いじめ防止基本方針、国の基本方針を参酌し、各附属学校の実情に応じ、いじめ防止等のための学校いじめ防止基本方針を策定し公表する。
- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、速やかに附属学校教育局に報告するとともに、学校全体で問題の検証と対策に当たる。
- ・学校評価においては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等が評価されるようにする。